

ニュースレター 事業短信

from AIKOH

2015(平成27)年4月14日(火) No.112

<発信者>社会福祉法人愛光理事長・法澤奉典
043・484・6391(本部)／043・484・6571(理事長室直通)
(URL) <http://www.rc-aikoh.or.jp/>
(Eメール) mail@rc-aikoh.or.jp

CONTENTS (今月号の内容)

- * 日誌抄録(1ページ)：2015年3月1日(日)～4月17日(金)
- * おもな動き(2ページ)：
 - ・法人創立60周年記念式典を挙行
 - ・2015年度事業計画及び予算を承認(評議員会・理事会) ほか
(職員状況：2015年3月中)
- * 現場の内外で(3ページ)：
 - ・「ワークショップ」の由来
 - ・国家試験合格者
- * ニュース・情報(4ページ)：
 - ・社会福祉法人制度改革法案閣議決定
 - ・「養育園事件」に地裁判決
- * マイタウン(5ページ)：
 - ・南部児童センター春景色 ほか
- * 三代目燈台守(6ページ)：
 - 60年目の到達点

▽日誌抄録(2015.3.1～)

月/日(曜)	記事
3/3(火)	第三者評価受審結果報告会(本部第1会議室)
9(月)	運営会議(月次報告:視障センター)
11(水)	東日本大震災4周年
12(木)	第三者委員活動報告会(本部第1会議室)
14(土)	北陸新幹線・長野～金沢間開業
18(水)	法人創立記念日・記念式典(オークラ千葉ホテル)
21(土)	春分の日/評議員会・理事会(千田ホール)
23(月)	運営会議(本部第1会議室)/東京で桜の開花宣言
24(火)	新任職員研修(~27:本部第1会議室ほか)
31(火)	退職辞令交付
4/1(水)	辞令交付式・理事長訓示(本部第1会議室/千田ホール)
3(金)	法人創立60周年記念写真展終了(2/10~4/3開催)/政府、社会福祉法改正案を閣議決定
6(月)	運営会議(月次報告:視障センター研修室)
9(木)	2015年度予算案参議院で可決・成立

入学・進学・就職・昇進・転任…と、人によっては新たな門出の新年度が始まりました。学校で、職場で、入学式や入社式に臨み、そこには緊張と期待いっぱいの顔が並んでいました。毎年繰り返される恒例行事ではありますが、迎える側にも「リセット感」があって、4月1日は「職場の元日」です。

法人本部第1会議室も、この日辞令交付が行われ、玄関前の桜も満開の花をつけて、お祝いムードを演出してくれました。

▽おもな動き

「伝統なき創造は空虚であり、創造なき伝統は枯渇する」

3月18日、当法人満60歳の誕生日当日、「創立60周年記念式典」を開催いたしました。会場のオークラ千葉ホテルには約200人のお客様がお祝いに駆けつけてくださいました。県知事（代理）、佐倉市長、四街道市長、臼井日出男後援会名誉会長などからお祝辞をいただき、法人経営に多大の功績のあった5名の方がたに「福祉功労顕彰」を贈りました。長谷川匡俊・淑徳大学理事長による記念講演があり、創立者・加藤一郎初代理事長の業績についてお話しいただきました。その中で、

「伝統なき創造は空虚であり、創造なき伝統は枯渇する」
と語られていた言葉を、未来に向かう愛光の糧にしたいと思います。

2015年度事業計画・予算を承認（評議員会・理事会）

2015年度の事業計画や予算について審議する評議員会（午前10時～）、理事会（午後1時30分～）が、3月21日、はちす苑千田ホールにおいて開催され、原案どおり承認されました。また新年度からの人事も協議され、かぶらぎワークセンター（6月1日移転予定）の施設長（所長）に、菊地暁生（リホープ課長）が選任されました。

改築後の新施設名は「ワークショップかぶらぎ」

6月1日の新装オープンに向けて、改築工事も最終盤の「かぶらぎワークセンター」。就労継続事業所としての再スタートを切ることになっていますが、この際名称も一新してはということになりました。法人独自の就労系事業所として「ワークショップ四街道」があるところから、同種の事業所にこの「ワークショップ」をつけることとし、関係者のご理解も得られましたので、正式に「ワークショップかぶらぎ」と改称することに決まりました。次頁でこのネーミングの由来をご説明します。

特別功労表彰

永年法人に勤務し、事業運営に功労のあった職員に贈られる「特別功労表彰」が、3月31日に定年退職した山倉延枝さん（視覚障害者総合支援センターちば）に、理事長より伝達されました。山倉さんは、日本福祉大学を卒業後法人に就職、以来視覚障害者の情報提供業務（点字図書の製作、点訳者の養成など）に従事してきました。

■職員状況 (2015年3月中)	*採用：7（サポート1・パート6） *退職：18（正職6・嘱託又はサポート4・パート8） *2015年3月31日現在：職員現員360人 （正職157・サポート又は常勤嘱託37・パート又は非常勤嘱託166） *育児休業：4（本部1・リホープ2・めいわ1） *休職：1（本部1） *派遣：2 *他法人出向：3月末終了
---------------------	---

▽現場の内外で

「ワークショップ」の由来について

私たちが法人の就労系事業共通の名称として使おうとしている「ワークショップ」とは、正確には「シェルタード・ワークショップ sheltered workshop」のことです。

古くは「保護工場」と訳され、いまなら「支援つき雇用の場」、つまり障害者福祉制度では「就労継続支援事業」がこの言葉に該当すると思います。福祉先進国のヨーロッパで古くから使われていたことも知られていますが、一応、一般的な意味と使われ方、そして障害者の雇用や福祉の分野で使われる場合の両方をご説明します。

■「ワークショップ」の一般的な意味

英和辞典（研究社『新英和中辞典』）によると、次のような解説があります。

- ①（製作・修理などをする）仕事場、作業場
- ②《主に米国で用いられる》研究集会、ワークショップ《参加者に自主的に活動させる方式の講習会》

この②の意味で、最近では、問題解決やトレーニングの手法として、あるいは学びと創造の手法として、多くの分野で用いられているようです。企業研修、住民参加型まちづくりにおいては、合意形成の手法として用いられるのが多くみられる例です。

■もう一つの「ワークショップ」

「ワークショップ」の第3の使われ方は、いわば“辞書にない”ものです。しかし、けっして非公認の用語ではありません。ILO（国際労働機関）では、ワークショップを「通常の競争的雇用に適さない障害者のために、保護された状況のもとで、訓練ならびに雇用を行うための施設」と規定し、ワークショップ利用者にも最低賃金制度等、労働法規を適用すべきとしています。これが冒頭で述べたように、正確には「シェルタード・ワークショップ」とされる施設のことです。わが国では、研究者によって欧米の福祉事情の例として紹介され、ノーマライゼーションの影響が関係者に広がっていった1960年代以降、当時の障害者雇用の分野で知られるようになりました。

ただ、旧「授産施設」、そして障害者自立支援法→障害者総合支援法の「就労継続支援事業」が「ワークショップ」にあたると言っても、ILOの規定のような労働法規が適用される一般雇用ではなく、あくまで「福祉施設」の一類型です。したがって、現状は、本来の意味での「シェルタード・ワークショップ」への過渡的な存在であることを認めざるを得ません。そのような将来像への期待を込めて、当法人の就労系事業所に、この言葉を共通の名称として使いたいと考えました。

第三者委員会

サービス提供等に関する苦情解決の第三者委員（松山毅・天野宗和・引地恵美子各氏に委嘱）の報告会が3月12日に、委員全員と各施設長らが出席して行われました。席上で、利用者サービスに関する苦情対応と改善状況、また事故等の検証と再発防止についても協議され、委員から助言などをいただきました。なお3人の委員には引き続き第三者委員として活動していただくことになりました。（任期は2017年3月まで）

国家試験等合格者

本年3月に発表のあった主な福祉系専門職資格の合格者数（法人職員）は次の通りです。
社会福祉士4名・精神保健福祉士2名・介護福祉士7名・介護支援専門員（ケアマネジャー）1名

▽情報&ニュース

社会福祉法人制度改革法案閣議決定・国会審議へ

「政府は3日、社会福祉法改正案を閣議決定して国会に提出した。過剰な内部留保を抱えている社会福祉法人に対して、特別養護老人ホームや保育所といった事業への投資に回すよう義務付ける。更に余力がある法人には所得の低い高齢者の生活支援などを担ってもらおう。社会福祉法人は税制優遇や補助金を受けながら、大きな内部留保を抱えているとの指摘に対応する」（日本経済新聞、4月3日 20:17 配信）

残念ながら、いままススコミによって社会福祉法人に貼り付けられたレッテルはこのように変わりません。社会福祉法の改正によって、社会福祉法人に対して、組織運営や情報開示、適正な支出管理、公益活動などの面でこれまで以上の規制や監督が実施されることとなります。2016年度施行が予想されますので、法定化、義務化される事項については、今年度中に体制整備を進めていきたいと考えています。

「養育園事件」に地裁判決

一昨年（2013年）11月、事件が明らかになり、昨年3月元支援員の男性（24歳）が傷害致死罪で起訴された「袖ヶ浦福祉センター養育園入所者虐待事件」は、世間では既に過去にあった事件の記憶の一つかもしれません。しかし、福祉業界、とりわけ障害者の入所施設支援を行う関係者にとっては忘れ得ぬ事件です。「強度行動障害」とされる入所者を支援する施設、しかも「福祉先進県」を自認する千葉県の県立施設で発生した職員による入所者虐待死事件ただけに、衝撃は大きなものでした。昨年8月には県が立ち上げた検証委員会の報告書も出され、経営主体の千葉県社会福祉事業団の経営改革も進められています。県内の障害福祉サービス事業所では、権利擁護や虐待防止に関する研修を実施し、当法人も重点的に取り組んできています。

この事件の初公判（裁判員裁判）が本年3月4日、千葉地裁で開かれました。以下は裁判が開かれた当日の様子を伝える記事の抜粋です。（毎日新聞より）

公判でN被告は、「暴行を深く反省している。本当に申し訳ありませんでした」と謝罪、弁護側は傷害致死罪の適用を疑問視し、暴行罪成立にとどまると主張した。

しかし検察側は冒頭陳述で、N被告の暴力が「以前から行われていた」と主張。事件当日は入浴支援の際に大声で叫ぶ被害者の少年を制止できず、爪先で腹部を数回蹴る危険な暴行をしたとする経緯を明らかにした。

事件を受け、センターの運営法人「県社会福祉事業団」は昨年4月、県知的障害者福祉協会幹部を理事長とする新体制で一新された。

そして3月23日、千葉地裁においてこの事件の判決公判があり、傷害致死罪に問われた元支援員N被告に対し、裁判長は懲役6年（求刑は懲役8年）を言い渡しました。裁判長は「被害を訴えられない障害の特質に乗じて暴力を振るっており、短絡的で強い非難を免れない」と述べたと、毎日新聞は伝えています。検証委員会の座長を務めた佐藤彰一弁護士はこの判決を受けて、次のようにコメントしています。「重要なのは、複数の職員が暴行を繰り返したことが裁判で証言されたこと、虐待が意図的で陰湿なものだったとする検証結果が再確認された。再発防止を考えるに当たっては、このことを忘れてはならない」（3月24日、東京新聞）

こうしてこの事件は一区切りつけられたこととなります。しかし障害者入所施設関係者の心には深い傷として残ります。また施設入所支援に対する信頼回復は、これからの現場実践で、時間をかけて取り戻すしかないと思います。

▽マイタウン

南部児童センター春景色

年度末の3月は、各学校とも卒業式が終了し、短縮日課に引き続き修了式、学年末休業（春休み）と徐々に子どもの自由時間が増えます。これまでの厳寒期が過ぎ、気候も良くなってきたせいも、児童センターへの来館利用者が急激に増えてきました。特にイベント等の企画がない平日でも、200名弱の来館者があるなど、繁忙期になりました。来館者が増えるに従って、予想もしないアクシデントも日常的に発生し、スタッフは対応に苦慮しています。

《第1回中高生バスケットボール大会》

3月15日（日）、「第1回中高生バスケットボール大会」を開催しました。これまで、乳幼児や小学生を対象としたイベントは企画してきましたが、中学生、高校生を対象としたイベントの企画は初めてです。乳幼児や小学生に比べて参加者数は少なかったのですが、「存分にバスケットをやりたい！」という青年期にある子どもたちからのニーズが高かったので企画してみました。コートも狭く「センタールール」での開催となりましたが、即席のチーム対抗戦で大いに盛り上がりました。

《小学生卓球大会》

子どもたちにバスケットボールと人気を二分している卓球大会を開催しました。トーナメント方式により、優勝者から3位まで、「缶バッジ」のメダルと「施設優先利用権」の副賞を贈呈し、賞品を手にした子どもたちは大喜び。

《アクシデント急増》

センターの利用者が増加する一方で、遊びに夢中になる子どもたちの持ち物の管理に問題が生じています。「貴重品は、事務室に預ける」ことになっているのですが、自分で持ち物を管理することなく、ベンチの上に置きっぱなしにしたり、落としたりして、現金や携帯電話の紛失が相次ぎました。また、塗装修理が完成したばかりのスロープのヘリや2階フェンスの外側を遊び場所としている中学生がいたり、「子ども銀行券」を自販機に入れてしまうなどのトラブルも発生し、さらには子ども同士のケンカやいざこざの仲裁や乱雑に置いたままの自転車の整理など、施設の中だけでなく、外回りまで指導の手が必要になるなどの事態です。目に余る事案が発生したときは、当該学校の生徒指導主任と連絡を取り合いながら巡回指導を要請するなどの対応を図り、多忙な日々の“南部児童センター春景色”です。

生の終わりに…

特養のある入居者が、入浴直後の着替えの最中に容態が急変し、そのままお亡くなりになりました。既に看取り介護を行っている方で、入浴の実施はどうかと懸念されていました。そしてこのような経過となりましたが、事前にご家族からこんな申し入れを受けていたのです。「お父さんは、酒とお風呂が大好きでした。仮に容態が急変することがあっても、最後にお父さんが好きだったお風呂にぜひ入れてあげたい」。そのご家族の思いが届いたように、臨終を迎えられたときの表情は、穏やかで心から満足された様子でした。